

3 一政府ハ共済組合ニ對シ組合員ノ掛金ト同額ノ補助金ヲ支出スルヲメ  
現在ノ勅令ヲ改訂スルニト 可決

4 一健康保険法第七十條ノ規定ニ準シ國庫負擔金ニ相當額ヲ支出  
スルニト

可決

理由。現在實施シテ凡共済組合ノ事業ハ事業主トシテ政府ガ  
當然負擔スヘキ災害補償其他労働ノ保金生活ノ安全ヲ圖ル爲  
社會保險ノ一部トシテ兼行シテ、凡共済組合員ト同額以上ノ教  
養<sup>教育</sup>負擔スヘキハ當然ナリ

聲明書

我等五千万ノ富業労働者カ多年吾等ノ相互扶助機關  
凡共済組合ノ根本的改造ヲ總計シテ未ダハソノ組織ノ内容  
ニ於テ余ノ欠陥ノ多クカ故ナリ

見ヨ 富業共済組合ガ其ノ本質ニ於テ法律上ノ人格ヲ欠如  
セルヲメ 近代制ニ見ル時建專制ノモノナルハ言フ迄モナイガ其  
ヲシキニ至ツテハ 組合資金ノ過半以上ヲ吾等カ負擔ニ居ルニ拘  
ハラス 吾等ヲシテ一切機關ノ内外ニ立タシメ 組合員ノ意志ガ慶  
ニ認ラレテ居ナイト 言フコトハ 吾等カ絶対ニ首肯ニ能ハサルトモロデ

アル